

食品衛生基準科学研究費補助金等交付要綱

令和6年4月1日
消費者庁長官決定

(通則)

第1条 消費者庁の行う食品衛生基準科学研究費補助金及び食品衛生基準行政推進調査事業費補助金（以下「補助金」と総称する。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、食品安全に関する科学研究の振興を促し、もって、食品安全に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「研究類型」とは、次に掲げる研究類型をいう。

(1) 一般公募型（行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながる提案を確保するため、競争的環境の下で公募し、採択するものをいう。以下同じ。）

(2) 指定型（行政施策の推進のために必要な研究課題であって、優れた成果につながるものにするため、当該研究課題を実施する者を指定するものをいう。以下同じ。）

2 この要綱において「研究者等」とは、研究事業を行う個人又は法人であって、総務課長が別に定める要件を満たすものをいう。

(補助金の交付の対象事業及び対象者)

第4条 消費者庁長官は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を中欄に掲げる事業内容により右欄に掲げる研究類型に従い行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、当該事業のうち一般公募型に要する経費にあつては食品衛生基準科学研究費補助金を、指定型に要する経費にあつては食品行政推進調査事業費補助金を交付するものとする。

対象事業	事業内容	研究類型
食品安全科学研究事業	食品安全に係る諸課題に対応して、リスク分析に基づいたリスク管理等を行い、食品の安全性確保等を図ることを目	一般公募型 指定型

- 2 消費者庁長官は、前項の規定にかかわらず、法第17条第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「補助金交付決定取消事業」という。）を行うに当たり法第11条第1項の規定に違反した者については、法第18条第1項の規定により当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該違反の内容等を勘案して相当と認められる期間、補助金を交付しない。ただし、当該違反の内容等が、社会的影響が小さくかつ悪質でない場合については、この限りではない。
- 3 消費者庁長官は、第1項の規定にかかわらず、前項に該当する場合において当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の使用を共謀した者については、前項の規定により同項の当該者について補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間、補助金を交付しない。
- 4 消費者庁長官は、前各項の規定にかかわらず、偽りその他の不正により補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他の不正を行い若しくは共謀した者については、当該補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間、補助金を交付しない。
- 5 消費者庁長官は、補助金交付決定取消事業が当該補助金交付決定取消事業を行った者その他の者が共同して行われたものである場合であって、法第11条第1項の規定に違反する行為又は偽りその他の不正により補助金の交付を受けた行為が、当該補助金交付決定取消事業を行った者によるものではなく、当該他の者のみによるものと認められる場合にあっては、当該他の者に対し、第2項の規定を適用する。
- 6 消費者庁長官は、第1項の規定にかかわらず、補助金の交付対象事業において研究活動の不正があったと認められた者（当該不正があったと認められた研究に係る論文等の内容について責任を負う者を含む。）又はその不正を共謀した者については、不正が認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で不正の内容等を勘案して相当と認められる期間、補助金を交付しない。
- 7 消費者庁長官は、補助金の交付対象事業が、当該補助金の交付対象事業を行った者その他の者が共同して行ったものである場合であって、研究活動の不正があったと認められた行為が、当該交付対象事業を行った者によるものではなく、当該他の者のみによるものと認められる場合にあっては、当該他の者に対し、前項の規定を適用する。
- 8 消費者庁長官は、第1項の規定にかかわらず、平成16年度以降に国又は独立行政法人が交付する給付金であって総務課長が別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）を他の用途へ使用をした行為若しくは当該他の用途へ使用した行為の遂行を共謀した行為、特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令若しくはこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した行為又は偽りその他の不正により特定給付金の交付を受け、若しくは当該偽りその他の不正を共謀した行為により、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者については、総務課長が別に定める期間、補助金を交付

しないものとする。

- 9 消費者庁長官は、特定給付金の交付対象事業が、当該特定給付金の交付対象事業を行った者と他の者が共同して行ったものである場合であって、特定給付金を他の用途へ使用をした行為、特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令若しくはこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した行為又は偽りその他の不正により特定給付金の交付を受けた行為が、当該交付対象事業を行った者によるものでなく、当該他の者のみによるものと認められる場合にあっては、当該他の者に対し、前項の規定を適用する。
- 10 消費者庁長官は、第1項の規定にかかわらず、特定給付金の交付対象事業において研究活動の不正があったと認められ、一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた場合には、当該事業を行った者若しくは共同して行った他の者又は当該不正を共謀した者に対しては、総務課長が別に定める期間、補助金を交付しないものとする。
- 11 消費者庁長官は、第2項から前項までの規定により、補助金を交付しないこととされた者を当該交付しないこととされた期間分担して研究を行う者とする事業を行う者については、当該交付しないこととされた期間、補助金を交付しないものとする。
- 12 消費者庁長官は、第2項から第7項までの規定により補助金を交付しないこととした場合は、総務課長が別に定めるところにより、当該違反等の内容その他必要な事項を公表する。

（補助金の交付の対象経費）

第5条 研究事業に係る補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 直接研究に必要な経費
- (2) 研究に必要な間接経費

2 前項に掲げる経費の範囲の詳細は、総務課長が別に定めるものとする。

（補助金交付額の算定方法）

第6条 研究事業に対する補助金の交付額は、消費者庁長官が認めた額（以下「交付基準額」という。）とする。ただし、前条に規定する経費に係る実支出額（その額が、研究事業に関し、寄附金その他の収入があった場合において、当該事業に要した費用の総額から当該収入を控除した額を超えるときは、当該控除した額）が交付基準額に満たない場合は、当該満たない額とする。

2 前項の規定による補助金の交付額に千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。

（一般公募型研究課題の課題等の設定及び公表）

第7条 消費者庁長官は、毎年度、一般公募型研究課題について、その研究課題、研究計画書の提出期間及びその他必要な事項を定め、公表するものとする。

(研究課題への応募)

第8条 一般公募型研究課題に応募しようとする者は、総務課長が別に定める様式による研究計画書を、消費者庁長官に、その定める期間中に提出しなければならない。

2 公募によらない研究課題を実施しようとする者は、必要に応じ、総務課長が別に定める様式による研究計画書を、消費者庁長官に、その定める期間中に提出しなければならない。

(翌年度への継続手続)

第9条 研究事業を実施している研究者等が、当該研究事業のうち補助金の交付を受けた年度における事業を完了し、翌年度（当該研究事業の当初の計画期間内である場合に限る。）において引き続き実施しようとするときは、消費者庁長官に、総務課長が別に定める様式による研究計画書を、別に定める期間中に提出しなければならない。

(交付基準額等の決定及び通知)

第10条 消費者庁長官は、食品の安全性確保等に関する必要性を勘案し、補助金の交付予定者、研究課題及び交付基準額を決定し、補助金の交付予定者に対して、あらかじめ通知するものとする。

2 第8条又は第9条の規定により研究計画書の提出を受けた研究課題に係る前項の決定は、当該研究計画書の内容を勘案して行わなければならない。

(交付申請書の提出)

第11条 前条第1項による消費者庁長官の通知を受けた者は、総務課長が別に定める様式による交付申請書を、消費者庁長官に、その定める期限までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、研究事業に従事しようとする者が機関に勤務している場合には、総務課長が別に定める様式による当該機関の長の承諾書を添えなければならない。

(交付の決定)

第12条 消費者庁長官は、前条第1項の申請書に基づき、補助金の交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 消費者庁長官は、交付額を決定するに当たり、必要がある場合には、前条第1項の申請書を提出した者に対して、参考となる書類の提出を求めることができる。

3 第1項の交付額は、100万円を下らないものとする。

4 前条第1項の申請書が到達してから当該申請書に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、3月とする。

(交付の条件)

第13条 補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 交付を受けた補助金は、当該補助金の交付対象事業に必要な経費にのみ使用しなけ

ればならないこと。

- (2) 研究者等は、研究事業の遂行に当たり、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和３年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）等の研究に係る指針等を遵守しなければならないこと。
- (3) 研究事業に要する経費の配分の変更をしてはならないこと。また、研究事業に要する経費の費目の配分の変更（別に定める場合に限る。）をしようとする場合には、総務課長が別に定める様式による経費変更申請書を消費者庁長官に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 第11条第１項の申請書の内容のうち研究事業の実施計画（当該事業の目的及び効率的な実施に係りのない軽微な変更を除く。）を変更しようとする場合には、総務課長が別に定める様式による事業変更申請書を消費者庁長官に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (5) 研究事業が期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難になったときは、速やかに消費者庁長官に報告してその指示を受けること。
- (6) 研究者等が、海外出張、病気その他の理由で引き続き３月以上事業が遂行できなくなる場合には、第４号の申請書を消費者庁長官に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (7) 研究事業に従事する者の所属機関の変更（新たに機関に勤務する場合を含む。）があった場合には、第11条第２項の承諾書を添えて、遅滞なく、その旨を消費者庁長官に届け出なければならないこと。
- (8) 研究者等の住所の変更があった場合には、遅滞なく、その旨を消費者庁長官に届け出なければならないこと。
- (9) 研究事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、その理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した当該事業の中止又は廃止の承認申請書を消費者庁長官に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (10) 研究事業により取得し、又は効用の増加した機械、器具及びその他の財産（次号において「機械器具等」という。）でその価格が単価50万円以上のものについては、令第14条第１項第２号の規定により消費者庁長官が別に定める期間を経過するまで、消費者庁長官の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (11) 前号の規定により消費者庁長官の承認を受けて機械器具等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがあること。
- (12) 研究事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。なお、耐用年数１年以上かつ取得価格10万円以上のものは備品として、耐用年数１年以上かつ取得価格50万円以上のものは資産として管理すること。

(13) 研究事業に従事する者がこの補助金による研究の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることがあること。

(14) 研究事業に従事する者が研究の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならないこと。

(15) 法人が実施する研究事業において、当該事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が0円である場合を含む。）には、総務課長が別に定める消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに消費者庁長官に報告しなければならないこと。

(16) 法人は、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の相当額を国庫に返還しなければならないこと。

（申請の取下げの期日）

第14条 法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、法第8条の規定による決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の概算払）

第15条 消費者庁長官は、必要があると認める場合においては、財政法（昭和22年法律第34号）第34条第1項の規定により承認された額の範囲内において概算払をすることができる。

（補助金の経理）

第16条 研究者等は、研究事業に要した費用について、他の経理と区分して収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 研究者等は、前項の収入額及び支出額について、その収入及び支出内容に関する総務課長が別に定める証拠書類を整理し、前項の帳簿とともに、補助金の額の確定の日（第13条第9号の規定により、当該事業の中止又は廃止について消費者庁長官の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、研究事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、当該期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は令第14条第1項第2号の規定により消費者庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しておかなければならない。

3 消費者庁長官は、必要があると認める場合には、研究者等に対して報告若しくは前項の証拠書類の提出を求め、若しくは指導し、又は関係者に質問することができる。

(状況報告)

第17条 消費者庁長官は、必要があると認める場合には、研究者等に対し、研究事業の進行状況の報告を求めることができる。

(事業実績報告)

第18条 研究者等は、当該年度における研究事業について、翌年度の5月31日（第13条第9号の規定により、当該事業の中止又は廃止について消費者庁長官の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受領した日から起算して1か月を経過した日）又は当該事業の終了後61日が経過する日のいずれか早い日までに、総務課長が別に定める様式による事業実績報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。なお、研究事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月30日までに、総務課長が別に定める様式による事業年度終了実績報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 前項の事業実績報告書又は事業年度終了実績報告書には、総務課長が別に定める様式による研究報告書又は研究年度終了報告書を添えなければならない。

3 全部の終了に2以上の年度を要すると認められた研究事業の全部を終了したときは、研究者等は、第1項の事業実績報告書又は事業年度終了実績報告書とともに、総務課長が別に定める様式による総合研究報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第19条 消費者庁長官は、前条の規定による事業実績報告書の提出を受けたときは、その審査及び必要に応じて行う調査により、交付すべき補助金の額を確定し、研究者等に通知するものとする。

2 消費者庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(研究報告書の公表)

第20条 消費者庁長官は、第18条第2項の研究報告書又は同条第3項の総合研究報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表するものとする。

(刊行の届出)

第21条 研究事業に従事する者は、当該事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は書籍、雑誌、新聞等に掲載する場合には、補助金による事業の成果である旨を明記しなければならない。

2 研究事業に従事する者は、当該事業の完了後5年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を刊行し、又は書籍、雑誌、新聞等に掲載した場合には、その刊行物又はその別刷一部を添えてその旨を消費者庁長官に届け出なければならない。

(特許公報等の届出)

第22条 研究事業に従事する者又は第13条第14号により知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が当該事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、研究者等は、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を消費者庁長官に届け出なければならない。

(電磁的記録)

第23条 法第26条の2の規定による消費者庁長官が定める電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、消費者庁長官の使用に係る電子計算機による情報処理の用に供することができるものとする。

(電磁的方法)

第24条 法第26条の3第1項の規定による消費者庁長官が定める電磁的方法は、電子情報処理組織による申請等として内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成21年内閣府令第60号)第4条各項及び第5条各項に規定する方法とする。

(その他)

第25条 特別の事情により第6条、第8条、第9条、第11条及び第18条に定める算定方法又は手続によることができない場合は、あらかじめ消費者庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度消費者庁長官が定めるものとする。

附 則

(適用期日)

第1条 この要綱は、決定の日から適用する。

(経過措置)

第2条 この要綱の適用前に行われた厚生労働科学研究費補助金等取扱規程(平成10年厚生省告示第130号)に基づく食品の安全確保推進研究事業及びその推進事業のうち、この要綱に基づく食品衛生基準科学研究事業に相当するもの(以下この条において「旧食品の安全確保推進研究事業」という。)については、この要綱の規定が適用されているものとみなす。

第3条 この要綱の適用前に厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の規定により厚生労働大

臣がした旧食品の安全確保推進研究事業に係る通知その他の行為は、この要綱の適用後は、この要綱の相当の規定により消費者庁長官がしたこの要綱に基づく食品衛生基準科学研究事業に係る通知その他の行為とみなす。

第4条 この要綱の適用の際現に厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の規定により厚生労働大臣に対してされている旧食品の安全確保推進研究事業に係る報告、提出及び届出は、この要綱の適用後は、この要綱の相当規定により消費者庁長官に対してされた食品衛生基準科学研究事業に係る報告、提出及び届出とみなす。